

E i w a N e w s

消費税に関する改正について

令和3年4月
(No.189)

今回は、令和3年4月1日より義務化された消費税の総額表示制度及び法人に係る消費税の申告期限延長についてご紹介いたします。

[1] 事業者が消費者に対して価格を表示する場合の総額表示

1 趣旨及び概要

令和3年4月1日より、事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には、税込価格を表示することが義務付けられました（総額表示義務）。この義務付けは、税抜価格のみの表示ではレジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分りにくく、また、同一の商品・サービスでありながら「税抜表示」の事業者と「税込表示」の事業者が混在しているため価格の比較がしづらいついたことを踏まえ、事前に「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにするという消費者の利便性に配慮する観点から実施されました。

2 総額表示義務

事業者が不特定かつ多数の者に、あらかじめ販売する商品等の価格を表示する場合に税込価格（消費税及び地方消費税額を含めた価格）を表示することを義務付けるものです。

3 対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。

事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

4 表示例 税込価格11,000円(税率10%)の商品の場合

○総額表示に該当する価格表示

⇒税込価格を表示する際に「税込価格である旨」の表示は必要なく、また、税込価格に併せて「税抜価格」、「消費税額等」、「消費税率」等が表示されていても問題ありません。

11,000円	11,000円(税込)
11,000円(うち消費税額等1,000円)	11,000円(税抜価格10,000円)
11,000円(税抜価格10,000円、税1,000円)	10,000円(税込11,000円)

×総額表示に該当しない価格表示

10,000円(本体価格)	10,000円(税抜)	10,000円+税
---------------	-------------	-----------

5 対象となる表示媒体

対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。

なお、口頭による価格の提示は、これに含まれません。

(注) 取引に際して相手方に交付する請求書、領収書等における商品の価格の表示は、総額表示義務の対象とはなりません。

6 価格表示を行っていない場合

総額表示が義務付けられるのは、あらかじめ取引価格を表示している場合であり、価格表示がされていない場合にまで価格表示を強制するものではありません。

(注) 値引き販売の際に行われる価格表示の「〇割引き」あるいは「〇円引き」とする表示自体は、総額表示義務の対象となりません(値引前の価格や値引後の価格を表示する場合には、総額表示義務の対象となります。)

[2] 法人に係る消費税の申告期限の特例

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

(注) 1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。

2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」(年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。)の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」(事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。)に係る確定申告の期限は延長されません。

【適用開始時期】 令和3年3月31日以後に終了する事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。